

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の
部の施行期日を定める政令

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律附則第一
条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十六年九月十七日とする。